別表第四（第三十三条関係）

一　技能教習の教習時間の基準

教習に係る免許の種類	現に受けている免許の有無及び種類	教習時間（時限数）		
		基本操作及び基本走行	応用走行	計
大型免許	［略］			
	普通免許	12	18	30
	ＡＴ普通免許	16	18	34
	［略］			
	普通第二種免許	12	14	26
	ＡＴ普通第二種免許	16	14	30
中型免許	［略］			
	普通免許	7	8	15
	ＡＴ普通免許	11	8	19
	［略］			
	普通第二種免許	7	4	11
	ＡＴ普通第二種免許	11	4	15
準中型免許	［略］			
	普通免許	4	9	13
	ＡＴ普通免許	8	9	17
	［略］			
	普通第二種免許	4	5	9
	ＡＴ普通第二種免許	8	5	13
普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）	なし	12	23	35
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	8	19	27
	カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	12	23	35
	大型二輪免許又は普通二輪免許	10	23	33
ＡＴ普通免許	なし	12	19	31
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	8	15	23
	カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	12	19	31
	大型二輪免許又は普通二輪免許	10	19	29
［略］				

別表第四（第三十三条関係）

一　技能教習の教習時間の基準

教習に係る免許の種類	現に受けている免許の有無及び種類	教習時間（時限数）		
		基本操作及び基本走行	応用走行	計
大型免許	［同上］			
	普通免許	12	18	30
	ＡＴ限定普通免許	16	18	34
	［同上］			
	普通第二種免許	12	14	26
	ＡＴ限定普通第二種免許	16	14	30
中型免許	［同上］			
	普通免許	7	8	15
	ＡＴ限定普通免許	11	8	19
	［同上］			
	普通第二種免許	7	4	11
	ＡＴ限定普通第二種免許	11	4	15
準中型免許	［同上］			
	普通免許	4	9	13
	ＡＴ限定普通免許	8	9	17
	［同上］			
	普通第二種免許	4	5	9
	ＡＴ限定普通第二種免許	8	5	13
普通免許（ＡＴ限定普通免許を除く。）	なし	15	19	34
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	11	15	26
	カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	15	19	34
	大型二輪免許又は普通二輪免許	13	19	32
ＡＴ限定普通免許	なし	12	19	31
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	8	15	23
	カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	12	19	31
	大型二輪免許又は普通二輪免許	10	19	29
［同上］				